詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、令和八年二月八日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

令和八年一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○総務省告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月二十七日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中道改革連合	山井　和則	豊原　昭二	東京都千代田区永田町一―一―一	（令和）八、一、一六

(二)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
公明党参議院比例区第12総支部	原田大二郎	鈴木　孝久	愛媛県松山市畑寺四―一四―一六―一	参議院議員	○	（令和）七、八、六
れいわ新選組参議院第一総支部	伊勢崎賢治	今井　千尋	東京都千代田区麹町二―五―二	参議院議員	○	七、八、六

(三)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
藤田誠後援会	藤田　誠	藤田　由香	東京都港区南青山四―二二―一	参議院議員	藤田　誠、参議院議員	（令和）七、五、二六
ゆうこく連合政治協会	原口　一博	坂本裕二朗	佐賀県佐賀市高木瀬東二―五―四	衆議院議員	原口　一博、衆議院議員	七、五、一二

○中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次の表のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

選挙区名	職名	住所の市区町村名まで	氏名
北海道	選挙長	千葉県浦安市	古屋　正隆
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区	長谷川　孝
東北	選挙長	千葉県浦安市	古屋　正隆
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区	長谷川　孝
北関東	選挙長	千葉県浦安市	古屋　正隆
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区	長谷川　孝
南関東	選挙長	東京都武蔵野市	門山　泰明
	選挙長の職務代理者	東京都北区	島田　勝則
東京都	選挙長	東京都武蔵野市	門山　泰明
	選挙長の職務代理者	東京都北区	島田　勝則
北陸信越	選挙長	東京都文京区	城島　光力
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区	犬丸　淳
東海	選挙長	東京都文京区	城島　光力
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区	犬丸　淳
近畿	選挙長	埼玉県さいたま市	佐々木信夫
	選挙長の職務代理者	神奈川県大和市	平嵜　正俊
中国	選挙長	埼玉県さいたま市	佐々木信夫
	選挙長の職務代理者	神奈川県大和市	平嵜　正俊
四国	選挙長	東京都杉並区	魚住裕一郎
	選挙長の職務代理者	東京都小金井市	長岡　丈道
九州	選挙長	東京都杉並区	魚住裕一郎
	選挙長の職務代理者	東京都小金井市	長岡　丈道

○中央選挙管理会告示第十一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

日時　令和八年一月二十七日　午後九時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂